（様式第２）

番　　　　　号

年　　月　　日

申請者の名称及び

　　　代表者氏名　　　あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理　事　長　名

交付決定通知書

　　年　　月　　日付で申請がありました国際実証研究費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

１　助成金の対象となる事業及び内容

　　年　　月　　日付第　　　号をもって申請があったとおりとする。

２　助成事業の名称

　（大項目）

（中項目）

（小項目）

３　助成事業期間 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

４　交付決定額

助成事業に要する費用の額　　　金　　　　　　　　　円

助成対象費用の額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

助成金の額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 助成事業に要する費用　　（円） | 助成対象費用（円） | 助成金（円） |
| 　　年度 |  |  |  |
| 　　年度 |  |  |  |
| 　　年度 |  |  |  |

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

５　助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。

６　助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

７　助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

　　(１)　交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。

　　(２)　適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

　　(３)　相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

　　(４)　機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。

　　(５)　助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

８　助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

９　なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。

（別表）

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 助成事業者の名称及び住所 |  |
| 助成事業の名称 |  |
| 助成金の額 | 金　　　　　　　　　　　　　円 |
| 費目 | 助成事業に要する費用（円） | 助成対象費用（円） | 助成金の額（円） | 備　　　　考 |
| 　年度限度額Ⅰ 機械装置等費Ⅱ 労務費Ⅲ その他経費Ⅳ 委託･共同研究費1.委託･共同研究費2.学術機関等 |  |  |  |  |
| 　年度限度額Ⅰ 機械装置等費Ⅱ 労務費Ⅲ その他経費Ⅳ 委託･共同研究費1.委託･共同研究費2.学術機関等 |  |  |  |  |
| 　年度限度額Ⅰ 機械装置等費Ⅱ 労務費Ⅲ その他経費Ⅳ 委託･共同研究費1.委託･共同研究費2.学術機関等 |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |

（別紙）

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

(１) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

(２) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の５を超えて流用するときは、届出ること。

(３) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

(４) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

(５) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

(６) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

(７) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第３による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

(８) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

(９) 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の５月31日までに、様式第４による実績報告書を機構に提出すべきこと。

(10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

(12) 助成事業者は、機構から助成事業に係る助言を受けたとき、助成事業者の責任においてその内容を実施する必要性を判断し、適正に助成事業を行うべきこと。

(13) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

(14) 助成事業者は、機構が交付規程第19条第２項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

(15) 助成事業者は、交付規程第19条第１項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第18条第１項第九号及び第十号の規定による場合はこの限りではない。

(16) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

(17) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後５年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第５による届出書を機構に提出すべきこと。

(18) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第16条第１項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(19) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(20) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第６による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

(21) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間、様式第22による当該助成事業に係る企業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。ただし、機構が企業化状況報告書の提出を求めないときは、この限りではない。

(22) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。

(23) 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。

(24) 助成事業者は、助成事業年度の終了後５年間、機構が実施する終了時評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、終了時評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後５年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

(25) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

(26) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第１，様式第６，様式第８（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第10を除く。

(27) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

(28) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

(29) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

(30) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）

(31) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」(平成20年12月３日制定)に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。) の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

(32) 助成事業者は、交付規程第８条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(33) 助成事業者が「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年６月27日閣議決定）に基づく革新的技術特区（以下「スーパー特区」という。）に応募し、当該助成事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」に基づき、助成対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。

(34) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の５の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(35) 助成事業者が外国法人の場合、当該外国法人の株式等の議決権の過半数を有する日本法人又は機構が適当と認める日本法人（以下本項では「親会社」という。）が、機構が交付決定通知書に記載する助成事業の名称と同一の助成事業（以下本項では「同一事業」という。）において、助成金の交付を受けていること。親会社が当該同一事業の助成金の交付を受けなくなった場合には、当該外国法人は交付規程第17条第１項の規定に基づき、速やかに中止又は廃止の承認申請を行うべきものとする。

(36) 助成事業者が外国法人である場合、当該外国法人と親会社は、連帯して助成事業の期間に限らず金銭債務を含む本規程の条件を満たすべく必要な義務を履行すること。また、当該外国法人は、親会社を当該助成事業に係る国内代理人として選任し、親会社の役員又は従業員で日本に住所を有する者に当該助成事業の遂行に必要な権限及び責任を与えるものとし、親会社は当該外国法人より上記の権限及び責任を受任するものとする。

(37) 助成事業者は、助成事業において国外でエネルギー技術の実証に係る研究開発（以下本項では「実証研究」という。）を行う場合、当該国における協力企業（以下本項では「相手国企業」という。）を定め、相手国企業との間で、機構が別途指示する実証研究の遂行に必要な項目を含めた契約（以下本号では「実証契約」という。）を締結すること。ただし、同一事業の助成金の交付を受けている他の助成事業者が相手国企業との間で実証契約を締結している場合は、この限りでない。

(38) 助成事業者は、実証研究を実施するための財産の購入又は製造に着手しようとするときは、その購入又は製造を最初に行うときに様式第７による機械装置等購入・製造着手承認申請書を機構に提出し、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。